

トックベアリング(株)環境化学物質調査資料(8版)

- 弊社が貴社からの購入品に対して環境化学物質の含有調査を行なう為の資料です。
- 購入する製品・部品・材料・資材・等々に、弊社指定環境化学物質が含有されているか調査願います。
- 結果は、最終頁の回答書にご記入の上弊社に送付して下さい。
- 記入における注意事項を必ずご確認ください。
- 現在含有が判明しているものについては、法令規定値以下の場合でも含有量を回答願います。

<構成>

・表紙 ・改定履歴	P1
・追加/変更物質リスト	P2
・A 使用禁止物質(「A-1」～「A-6」)	P3
・A 使用禁止物質(「A-7」～「A-9」)	P4
・A 使用禁止物質(資料②)	P5
・B 削減対象物質(「B-1」)	P6
・C 管理対象物質(「C-1」)	P6
・C 管理対象物質(「C-2」、資料②)	P7
・環境化学物質調査回答票	P8

<履歴>

版	施行年月日	変更内容・理由・箇所	承認	確認	変更
1	2002年11月1日	初版制定	菊島	高橋K	織田
2	2004年4月19日	規定類の付表として登録	高橋K	菊島	織田
3	2004年8月4日	環境化学物質追加・変更	菊島	高橋K	織田
4	2005年4月1日	環境化学物質追加・変更	菊島	高橋K	織田
5	2008年11月28日	環境化学物質追加・変更	稲垣	菊島	鳥越
6	2009年1月15日	環境化学物質変更	稲垣	菊島	鳥越
7	2009年6月2日	環境化学物質追加	菊島	織田	矢島
8	2009年11月16日	環境化学物質追加	菊島	織田	矢島

環境責任者	承認	担当
		

<追加・変更物質リスト>

○2版改定時(2004年4月19日) 追加・変更物質無し

○3版改定時(2004年8月4日)

追加 ・ 変更 物質	A.使用禁止物質	・A-1-30 トリブチルスズ類(TBT 類) 追加 ・A-1-31 トリフェニルスズ類(TPT 類) 追加
	B.削減対象物質	追加・変更物質無し
	C.管理対象物質 「C-3」を新設しグリーン調達 共通化協議会での 規定物質を追加	・C-2-9 フタル酸エステル類にフタル酸ジイソニル・フタル酸ジイソデルを追加 ・C-3-1 砒素化合物(砒素及びその無機化合物はC-1-252) 追加 ・C-3-2 マグネシウム 追加 ・C-3-3 銅及びその化合物(銅水溶性塩はC-1-207) 追加 ・C-3-4 金及びその化合物 追加 ・C-3-5 パラジウム及びその化合物 追加
	その他(添付資料)	ハロゲン系樹脂添加剤のうち、臭素系難燃剤を限定(資料①-2)

○4版改定時(2005年4月1日)

追加 ・ 変更 物質	A.使用禁止物質	・「A-1」「HCFC」の期日指定削除・「A-3」「アスベスト」→「アスベスト類」とした・「A-5」に「マイレックス」等7物質追加。 ・「A-8」TOK 指定物質を追加(“短鎖型塩化パラフィン”、“PFOS”等) ・RoHS 閾値追加
	B.削減対象物質	・「B-2」TOK 指定物質を追加(“PFOA”等)
	C.管理対象物質	・「C-1」PRTR 法第一種指定化学物質から化審法第一種監視物質へ変更 ・「C-2」TOK 指定物質を改定
	その他	製造工程における環境化学物質の管理はMSDSの確認とし、本資料は製品含有化学物質の管理とした。

○5版改定時(2008年11月28日) 大幅改定(対象物質の大幅見直し) 回答票の書式変更 等

追加 ・ 変更 物質	A.使用禁止物質	・「B削減対象物質」RoHS指令対象物質を追加。それに伴う管理No.の見直し実施。 (「A-5」→「A-6」/「A-6」→「A-7」/「A-7」→「A-5」へそれぞれ変更)
	B.削減対象物質	・RoHS指令対象物質を「A使用禁止物質」へ分類変更 ・B-1-1 ハイドロフルオロカーボン(HFCs) 追加 ・B-1-2 パーフルオロカーボン(PFCs) 追加 ・B-1-3 六フッ化硫黄(SF6) 追加
	C.管理対象物質	・「C-3」を「C-2」へ統合。それに伴う管理No.の見直し実施。 ・C-2-16 テトラデカン 追加

○6版改定時(2009年1月15日)

変更物質	A.使用禁止物質	・「B-1」「HFCs」と“HFCs”を「A-8」の対象物質とした ・資料①の一部変更(以下→未滿 等)
	C.管理対象物質	・ホルムアルデヒドの含有禁止用途明記

○7版改定時(2009年3月31日)

変更物質	A.使用禁止物質	・「A-8」を REACH 規則 SVHC 物質とした(TOK 指定禁止対象物質を「A-9」に移行)
------	----------	--

○8版改訂時(2009年11月11日)

変更物質	A.使用禁止物質	・「A-2」に四塩化炭素追加 ・六フッ化硫黄を「A-9」へ移行 ・「C-1」に 2,6-ジ-tert-ブチル-4-sec-ブチルフェノール追加
------	----------	--

A 使用禁止物質

A-1 オゾン層保護法・モントリオール議定書に定める特定物質及び指定物質			
No.	CAS No.	物質名	英文名
1	-	CFC	CFC
2	-	ハロン	Halon
3	56-23-5	四塩化炭素	Carbon tetrachloride
4	71-55-6	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,1-Trichloroethane
5	-	HCFC	HCFC
6	-	HBFC	HBFC
7	74-97-5	ブロモクロロメタン	Bromochloromethane
8	74-83-9	臭化メチル	Methyl bromide
A-2 土壌汚染防止のための使用禁止物質			
No.	CAS No.	物質名	英文名
1	56-23-5	四塩化炭素	Carbon tetrachloride
2	107-06-2	1,2-ジクロロエタン	1,2-Dichloroethane
3	75-35-4	1,1-ジクロロエチレン	Vinylidene(di)chloride
4	156-59-2	シス-1,2-ジクロロエチレン	Cis-1,2-Dichloroethylene
5	546-75-6	1,3-ジクロロプロペン	1,3-Dichloropropene
6	75-09-2	ジクロロメタン	Dichloromethane
7	127-18-4	テトラクロロエチレン	Tetrachloroethylene
8	71-55-6	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,1-Trichloroethane
9	79-00-5	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,2-Trichloroethane
10	79-01-6	トリクロロエチレン	Trichloroethylene
11	71-43-2	ベンゼン	Benzene
A-3 大気汚染防止法の特定粉塵			
No.	CAS No.	物質名	英文名
1	-	アスベスト類	Asbestos
A-4 化学物質の審査及び製造法の規制に関する法律の第一種特定化学物質(化審法第一種特定化学物質)			
No.	CAS No.	物質名	英文名
1	-	ポリ塩化ビフェニル(PCB)類/PCT類	PCBs/PCTs
2	-	ポリ塩化ナフthalen(塩素数が3以上のものに限る)	Polychlorinated naphthalene(3ormore chlorine)
3	118-74-1	ヘキサクロロベンゼン	Hexachlorobenzene
4	309-00-2	アルドリン	Aldrin
5	60-57-1	デルドリン	Dieldrin
6	72-20-8	エンドリン	Endrin
7	789-02-6	DDT	DDT
8	-	クロルデン類又はヘプタクロル類	Chlordane
9	56-35-9	ビス(トリブチルスズ)=オキシド	Bis(tributyltin) oxide
10	-	N,N'-ジトリル-パラフェニレンジアミン、N-トリル-N'-キシリル-パラフェニレンジアミン又はN,N'-ジキシリル-パラフェニレンジアミン	
11	732-6-3	2,4,6-トリ-tert-ブチルフェノール	2,4,6-Tri-tert-butylphenol
12	8001-35-2	トキサフェン	Toxaphene
13	2385-85-5	マイレックス	Mirex
14	115-32-2	2,2,2-トリクロロ-1,1-ビス(4-クロロフェニル)エタノール(別名ケルセン又はジコホル)	2,2,2-Trichloro-1,1-bis(4-chlorophenyl)ethanol
15	3846-71-7	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール	2-(2'-Hydroxy-1,2,3-benzotriazole-2-III)-4,6-di-tert-butylphenyl
16	87-68-3	ヘキサクロロブタ-1,3-ジエン	Hexachlorobuta-1,3-diene
A-5 化学物質の審査及び製造法の規制に関する法律の第二種特定化学物質(化審法第二種特定化学物質)			
No.	CAS No.	物質名	英文名
1	-	トリブチルスズ類(TBT類)	Tributyl Tins
2	-	トリフェニルスズ類(TPT類)	Triphenyl Tins
A-6 労働安全衛生法施行令の製造禁止物質			
No.	CAS No.	物質名	英文名
1	542-88-1	ビス(クロロメチル)エーテル	Bis(chloromethyl) ether
2	92-67-1	4-アミノビフェニル	4-Aminobiphenyl
3	92-93-3	4-ニトロビフェニル	4-Nitrobiphenyl
4	92-87-5	ベンジジン	Benzidine
5	91-59-8	β -ナフチルアミン	β -Naphthylamine

A-7 RoHS指令対象化学物質				
No.	CAS No.	物質名	英文名	
1	-	カドミウム及びその化合物(閾値:樹脂 5ppm 未満※1、金属 100ppm 未満、梱包材 100ppm 未満)	Cadmium and its compounds	
2	-	鉛及びその化合物(閾値:樹脂 100ppm 未満※1、金属(メッキ皮膜と半田含む) 1,000ppm 以下、銅合金 0.35wt%以下、銅合金 4wt%以下、アルミ合金 0.4wt%以下、梱包材 100ppm 未満)	Lead and its compounds	
3	-	水銀及びその化合物 (閾値:梱包材 100ppm 以下)	Mercury and its compounds	
4	-	六価クロム化合物 (閾値:梱包材 100ppm 以下)	Chromium VI compounds	
5	-	PBB 類	PBBs	
6	-	PBDE 類 (DecaBDE を含む)	PBDEs (DecaBDE is included)	
A-8 REACH 規則 SVHC(高懸念物質) ・A-1~7と重複する物質については省略				
No.	CAS No.	物質名	英文名	
1	120-12-7	アントラセン	Anthracene	
2	101-77-9	4,4'-メチレンジアニリン	4,4'-methylenedianiline	
3	84-74-2	フタル酸ジ-n-ブチル	Dibutyl phthalate	
4	294-62-2	シクロドデカン	Cyclododecane	
5	7646-79-9	塩化コバルト	Cobalt dichloride	
6	1303-28-2	五酸化二ヒ素	Diarsenic pentaoxide	
7	1327-53-3	三酸化二ヒ素	Diarsenic trioxide	
8	7789-12-0	ニクロム酸二ナトリウム・ニ水合物	Sodium dichromate,dehydrate	
9	81-15-2	1-tert-ブチル-3,5-ジメチル-2,4,6-トリニトロ-m-キシレン	1-tert-butyl-2,4,6-trinitro-m-xylene	
10	117-81-7	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	Bis(2-ethyl(hexyl)phthalate) (DEHP)	
11	25637-99-4	1,2,5,6,9,10-ヘキサブromoシクロドデカン	Hexabromocyclododecane (HBCDD)	
12	85535-84-8	クロロアルカン(C10-13)類 又は 短鎖型塩化パラフィン	Alkanes,C ₁₀₋₁₃ ,chloro	
13	7784-40-9	ヒ酸水素鉛	Lead hydrogen	
14	15606-95-8	ヒ酸トリエチル	Triethyl arsenate	
15	85-68-7	フタル酸n-ブチルベンジル	Benzyl butyl phthalate	
A-9 TOK指定禁止対象物質 ・A-1~7の法規制に含まれていないが使用禁止とする物質				
No.	CAS No.	物質名	英文名	法規制等
1	-	特定アミンを形成するアゾ染料・顔料及び特定のアゾ染料※2	Azo colorants	ドイツ「日用品規定」
2	1763-23-1	パーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)	Perfluorooctane sulfonated	POPs 条約
3	-	パーフルオロオクタンスルホン酸の類縁化合物	Perfluorooctane sulfonated related compounds	POPs 条約
4	9002-86-2	ポリ塩化ビニル(PVC)及びその混合物とその共重合体※3	Vinyl chloride polymer(PVC)	
5	-	有機塩素系難燃剤	Chlorinated flame retardants	
6	2921-88-2	チオリン酸O,O-ジエチル-O-(3,5,6-トリクロロ-2-ピリジル)(別名クロルピリホス)	O,O-diethyl O-3,5,6-trichloro-2-pyridyl phosphorothioate; chlorpyrifos	
7	1304-56-9	酸化ベリリウム	Beryllium oxide	WEEE 指令・EU 指令
8	-	ハイドロフルオロカーボン(別名 HFCs)	Hydrofluorocarbons	EU 規則 No.846/2006
9	-	パーフルオロカーボン(別名 PFCs)	Perfluorocarbons	EU 規則 No.846/2006
10	2551-62-4	六フッ化硫黄(別名 SF6)	Sulphur hexafluoride	EU 規則 No.846/2006

※1:A-7 No.1/カドミウム No.2/鉛について

対象材料がプラスチック(ゴムを含む)、塗料、インキで、且つソニー(株)グリーンブックに登録されていない材料の場合は、原則として **閾値未満であることを以下の事項が明記された ICP データでの証明が必要。**

ICP データの発行ができない場合は、回答書(P.8)の通信欄にその理由を明記すること。

<ICP データの必要記載事項>

(1)測定日、測定者名、測定責任者名、分析機関名

(2)前処理方法に関する必要記載事項

①公定法名(公定法と異なる場合はその方法)

【注意】樹脂の前処理として下記の方法は不適切である為不可

Cd: EN71-3, ASTM F963-96a, ASTM F963-03, ASTM D5517, ISO 8124-3

Pb: (Cd の不適切な前処理法に加えて) EN 1122

②完全に溶解して溶液化させた事を示す、『完全溶解した』という言葉

(3)測定方法に関する必要記載事項

①測定法名(あるいは公定法名)

②測定フローチャート

③定量下限値/測定結果が N.D.(not detectable)の場合

※2:A-9 No.1／特定アミンを形成するアゾ染料・顔料及び特定のアゾ染料について

人の皮膚又は口腔に直接且つ長時間接触する可能性の無い部位への使用は適用範囲外。但し回答は必須。

資料①アゾ染料及び顔料の還元分解により発生してはならない特定アミン

CAS No.	特定アミンの名称	英文名
60-09-3	4-アミノアゾベンゼン	4-Aminoazobenzene
90-04-0	o-アニシジン	o-anisidine
91-59-8	2-ナフチルアミン	2-naphthylamine
91-94-1	3,3'-ジクロロベンジジン	3,3'-dichlorobenzidine
92-67-1	4-アミノビフェニル	biphenyl-4-ylamine
92-87-5	ベンジジン	Benzidine
95-53-4	o-トルイジン	o-toluidine
95-69-2	4-クロロ-2-メチルアニリン	4-chloro-o-toluidine
95-80-7	2,4-トルエンジアミン	2,4-toluenediamine
97-56-3	o-アミノアゾトルエン	o-aminoazotoluene
99-55-8	5-ニトロ-o-トルイジン	5-nitro-o-toluidine
101-14-4	3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	3,3'-dichloro-4,4'-diaminodiphenylmethane
101-80-4	4,4'-ジアミノジフェニルエーテル	4,4'-diaminodiphenylether
106-47-8	p-クロロアニリン	p-chloroaniline
119-90-4	3,3'-ジメキシベンジジン	3,3'-dimethoxybenzidine
119-93-7	3,3'-ジメチルベンジジン	3,3'-dimethylbenzidine
120-71-8	2-メトキシ-5-メチルアニリン	2-methoxy-5-methylaniline
137-17-7	2,4,5-トリメチルアニリン	2,4,5-trimethylaniline
139-65-1	4,4'-ジアミノジフェニルスルフィド	4,4'-thiodianiline
615-05-4	2,4-ジアミノアニソール	4-methoxy-m-phenylenediamine
838-88-0	4,4'-ジアミノ-3,3'-ジメチルジフェニルメタン	4,4'-methylenedi-o-toluidine

※3:A-9 No.4／ポリ塩化ビニル(PVC)及びその混合物とその共重合体について以下の適用除外用途。

但し、適用除外用途に該当した場合も調査・回答は必須。

- (1) 安全性等から品質が保てない用途で、現状代替技術が確立されていないもの
- (2) 法規制等で材料が指定されている用途
- (3) 塗料・インキ等の塩ビ-酢ビ共重合物を含有する樹脂バインダー

B 削減対象物質

B-1 米国 PFOA 自主廃絶プログラム(2015 年までに廃絶)			
No.	CAS No.	物質名	英文名
1	335-67-1	パーフルオロオクタン酸(PFOA)	
2	-	パーフルオロオクタン酸(PFOA)の類縁化合物	

C 管理対象物質

C-1 化学物質の審査及び製造法の規制に関する法律の第一種監視化学物質(化審法第一種監視化学物質)			
No.	CAS No.	物質名	英文名
1	21908-53-2	酸化水銀(Ⅱ)	Mercuric oxide(Ⅱ)
2	-	シクロドデカ-1,5,9-トリエン	-
3	6731-36-8	1,1-ビス(tert-ブチルジオキシ)-3,3,5-トリメチルシクロヘキサン	1,1-Bis(tert-butylperoxy)-3,3,5-trimethylcyclohexane
4	595-90-4	テトラフェニルスズ	-
5	36065-30-2	1,3,5-トリブromo-2-(2,3-ジブromo-2-メチルプロポキシ)ベンゼン	2,4,6-Tribromophenyl(2-methyl-2,3-dibromopropyl)ether
6	37292-59-4	O-(2,4-ジクロロフェニル)=O-エチル=フェニルホスホノチオアート	S-Seven
7	1460-02-2	1,3,5-トリ-tert-ブチルベンゼン	1,3,5-Tri-tert-butylbenzene
8	-	ポリブromoビフェニル(臭素数が2~5nのものに限る)	-
9	-	ジベンテンダイマー又はその水素添加物	-
10	-	2-イソプロピルピシクロ[4.4.0]デカン又は3-イソプロピルピシクロ[4.4.0]デカン	-
11	2668-47-5	2,6-ジ-tert-ブチル-4-フェニルフェノール	3,5-di-tert-butyl[1,1'-biphenyl]-4-ol
12	38640-62-9	ジイソプロピルナフタレン	Diisopropylnaphthalene
13	-	トリイソプロピルナフタレン	-
14	-	2,4-ジ-tert-ブチル-6-(5-クロロ-2H-1,2,3-ヘンゾトリアゾール-2-イル)フェノール	
15	-	塩素化パラフィン(C11、塩素数7~12)※4	-
16	-	ジエチルビフェニル	-
17	-	水素化テルフェニル	-
18	26898-17-9	ジベンジルトルエン	Dibenzyltoluene
19	42343-17-9	トリエチルビフェニル	Triethylbiphenyl
20	4979-32-2	N,N-ジシクロヘキシル-1,3-ベンゾチアゾール-2-スルフェンアミド	Benzothiazolesulfamide,N,N-dicyclohexyl-
21	36437-37-3	2-(2H-1,2,3-ヘンゾトリアゾール-2-イル)-6-sec-ブチル-4-tert-ブチルフェノール	Phenol,2-(2H-benzotriazol-2-yl)-4-(1,1-dimethylethyl)-6-(1-methylpropyl)-
22	52184-14-2	2,4-ジ-tert-ブチル-6-[(2-ニトロフェニル)ジアゼニル]フェノール	3,5-di-tert-butyl-2-hydroxy-2'-nitroazobenzene
23	306-98-9	ペルフルオロ(1,2-ジメチルシクロヘキサン)	1,1,2,2,3,3,4,4,5,6-Decafluoro5,6bis(trifluoromethyl)cyclohexane
24	118-82-1	2,2',6,6'-ジ-テトラ-tert-ブチル-4,4'-メチレンジフェノール	4,4'-Methylenebis(2,6-di-tert-butylphenol)
25	-	ペルフルオロドデカン酸	-
26	-	ペルフルオロトリデカン酸	-
27	-	ペルフルオロテトラデカン酸	-
28	-	ペルフルオロペンタデカン酸	-
29	-	ペルフルオロヘキサデカン酸	-
30	-	ペルフルオロヘプタン	-
31	-	ペルフルオロオクタン	-
32	-	2,2,3,3,4,4,5-ヘプタフルオロ-5-(ペルフルオロブチル)オキソラン 又は 2,2,3,3,4,4,5-ヘプタフルオロ-4-(ペルフルオロブチル)オキソラン	
33	17540-75-9	2,6-ジ-tert-ブチル-4-sec-ブチルフェノール	2,6-di-tert-butyl-4-sec-butylphenyl

※4:No.15/塩素化パラフィンについて

「A-8No.60 クロロアルカン(C10-13)類又は短鎖型塩化パラフィン」以外とする。

C-2 TOK指定管理対象物質				
No.	大分類	物質名	英文名	法規制等
1	金属類	アンチモン及びその化合物	Antimony and antimony compounds	
2		砒素化合物	Arsenic compounds	
3		ベリリウム及びその化合物	Beryllium and its compounds	
4		ビスマス及びその化合物	Bismuth and its compounds	労働安全衛生法危険物
5		ニッケル及びその化合物	Nickel and its compounds	
6		インジウム及びその化合物	Indium and its compounds	
7		テルル及びその化合物	Tellurium and its compounds	バーゼル条約規制物質
8		タリウム及びその化合物	Thalium and its compounds	バーゼル条約規制物質
9		マグネシウム及びその化合物	Magnesium and its compounds	
10		有機スズ化合物※5	stannane	
11		クロム及びその化合物(六価クロム以外)	chromium and its compounds	
12		コバルト及びその化合物	cobalt and its compounds	
13		バリウム及びその化合物	barium and its compounds	
14		マンガン及びその化合物	manganese and its compounds	
15		モリブデン及びその化合物	molybdenum and its compounds	
16	貴金属類	銅及びその化合物	Copper and its compounds	
17		金及びその化合物	Gold and its compounds	
18		パラジウム及びその化合物	Palladium and its compounds	
19	非金属類	リン及びその化合物(有機リンを除く)	Phosphorus and its compounds	
20		有機リン化合物※6	Organo phosphers	水質汚染防止法、土壌汚染防止法
21		セレン及びその化合物	selenium and its compounds	労働安全衛生法
22	ハロゲン系有機化合物	臭素系難燃剤 (PBB・PBDE 以外)	-	
23		塩素系難燃剤	-	
24	その他	フタル酸エステル類	Phthalates	
25		放射性物質	Radioactive substances	核物質規正法
26		テトラデカン	Tetradecane	揮発性有機化合物(シックハウス対策)
27		ホルムアルデヒド※7	Formaldehyde	

※5:No.42/有機スズ化合物について

ビス(トリブチルスズ)=オキシド(TBTO・)トリブチルスズ類(TBT 類)・トリフェニルスズ類(TPT 類)以外とする

※6:No.52/有機リン化合物について

管理対象物質は資料②のみとする

資料②

CAS No.	物質名	英文名
56-38-2	パラチオン	Parathion
298-00-0	メチルパラチオン	Methyl parathion
-	メチルジケトン	-
-	EPN	-

※7:No.59/ホルムアルデヒドの下記含有用途は禁止とする

- (1) 繊維板(ファイバーボード)
- (2) パーティクルボード及び合板を用いた木工製品(スピーカ、ラックなど)
- (3) 梱包材としての木箱や木材パレット等

環境化学物質調査回答票 (8版)

本紙に記載しきれない場合は、
複写してご使用下さい。
(左上に頁数を明記願います。)

トックベアリング(株) 技術部 行き
〒174-8501
東京都板橋区小豆沢 2-21-4
TEL:03-3969-2832
FAX:03-3969-2913

作成日: _____
御社名: _____
担当者: _____ 印 _____
TEL: _____
FAX: _____

I. 弊社が貴社に納入している材料及び TOK 指定環境化学物質の含有調査結果は以下の通りです。

No.	材料名称 (一般名称を記載)	材料メーカー名及びメーカー品名 (メーカー品名が無ければ記載不要)	TOK 製品名称 (複数ある場合は代表のみでも可)	指定環境化学物質 含有有無
				無 ・ 有
				無 ・ 有
				無 ・ 有
				無 ・ 有
				無 ・ 有
				無 ・ 有
				無 ・ 有

<<注意事項 II 記入の前に必ずご確認ください>>

- (1) 「A使用禁止物質」含有材料は(RoHS 閾値内を除き)使用不可です。含有している場合は本紙提出前にご一報下さい。
- (2) 対象となる環境化学物質の表記が、一覧表内で「…化合物」「…類」とされている場合は、環境化学物質の詳細正式名称をご確認の上記入願います(CASNo.も出来るだけ記入願います)。
- (3) 事業活動(製造工程等)で使用しているが、製品自体には含有していない物質については記載不要です。

II. I で「有」と回答したものに含有している対象物質は以下の通りです。

No.	製品含有環境化学物質		含有量 (ppm 又は%)	使用目的 (不純物の場合はその旨記載)	代替物質 有無	備考 (「代替有」の場合は物質名記入)
	CAS No.	物質名				
					無 ・ 有	
					無 ・ 有	
					無 ・ 有	
					無 ・ 有	
					無 ・ 有	
					無 ・ 有	
					無 ・ 有	
					無 ・ 有	

↑ 対象材料No.を記入(I でつけたNo.とリンクさせる事)

通信欄